

Ⅲ 労働災害に伴う休業補償給付の立替事業

1 西成地域における労働災害の実態

この地域の労働者は、港湾運送業、建設業、陸上運送業、製造業など他産業に比べて災害のおこりやすい危険な現場で働いている。

昭和44年職種別災害発生状況別の表を見てもわかるように、昭和44年度中に当センターで扱った立替労働者611名中、港湾運送業、建設業の災害が518名と実に全体の86%を占め圧倒的に多い。

特に44年度は、万国博建設工事及び関連事業工事に伴い、建設関係の求人増に比例して建設業関係の仕事が増加している。

職種別では、港湾運送業で発生する災害が最も多く全体の半数を占めているが、これは港湾労働法の改正に伴う労働者の常用化が進みつつあるとはいえ、やはり日雇労働者に依存している割合がまだ多いことを示している。そして、法でうたっている近代化、機械化がまだまだ進んでいるとはいえず、むしろ仕事量の変動や、安価で多量の労働力が存在する西成の日雇労働者に大きく依存しているといえよう。

大阪港においては、荷と港の状況から、就労している日雇労働者の割合は常用労働者との比では、船内、沿岸ともにほぼ4割を占め、日雇労働者と常用労働者の災害発生度合いは、船内で2:1、沿岸では4:1の割合になる。しかし、これらの数は管轄の労働基準監督署に各関係会社が自主的に報告した「死傷病報告」にもとづいた結果であり、当センターで扱った港湾関係災害労働者数304名という数をもとに、各関係会社が自主的に報告する数はもっと少ないことが考えられる。これは労働者災害補償保険に対する会社の保険金の支払いの関係であって報告せず、会社の手で処理されているという結果であり、特に8日以内の負傷の場合に多くみられる。

建設業についても昨年に比し相当増加しているが、これは、特に万国博建設及び関連事業による求人増に伴う結果であると思われる。万国博と災害の関係を明確に示す数は、諸般の事情で困難であり表されていないが、万国博関係の求人について、明らかに当センターに示された数が41,377名あり、これに現場が明らかにされていない場合や、飯場から直接就労した数などを考慮すると、相当数の求人があったと考えられ、災害との関連もある程度うかがい知ることが出来る。

建設関係の災害については、元請、下請の関係や、現場の所在地の関係で、災害の状況について詳しく知

ることは困難である。

受傷現場別の表を見ても明らかなように、大阪府下及び県外を合すると31%あり、この殆んどが建設業と考えられ大阪市内のみならず近畿全域、いな全国に涉っている。

製造業についても、昨年に比べて求人数が増加し、その増加も大企業の想像出来ない程多くの現場に、直接雇用の関係でなく、間接的な社外工、請負工の形や臨時として日雇で就労している。

このように、港湾運送業、建設業と同様に求人数の増加が災害の増加に影響しているといえよう。

陸上運送業については、求人数が昨年度よりやや減少しているが、逆に災害は増加している。これは、倉庫内就労に伴う災害が増加したこと、また、若干ではあるが最近の交通戦争による影響としての車輛事故の増加が考えられる。

港湾運送業や建設業での災害が圧倒的に多いのは、古くからの企業の受注が不規則であり、作業が季節や、天候に左右されるために日雇労働者に大きく依存せねばならないということが原因していると考えられる。

これらの産業の企業規模は、殆んど大企業に依存している中小零細企業で、企業間の競争が激しく整備が遅れている。

一方において、日雇労働者に依存しながら、企業が自らの安全設備、安全教育の実態は、前述のごとく、企業の性格から安全設備や安全教育に力を入れる余裕がなく、それに十分力を入れなくても、西成地域にはそれらの必要なしに、災害を受けた労働力を補うに十分な働きざかりの余剰労働力がある。そのため企業自身、安全設備、安全教育を真剣に考え実施していこうとしないし、また、古くからある根強い封建的な雇用制度と結びついた労務管理がまだ残っていて、そのため、災害の責任がむしろ労働者の責任に転化されることが多い。

この地域の簡易宿泊所に寝とまりする労働者の中には、全国のあらゆる地方や農村からまちまちな職歴をもった労働者が流れ込んできて、危険度の高い現場に就労する。

もし、十分な施設と安全教育がなされるならば、相当数の災害が減ることは明らかである。

2 労働災害に関する相談

労働災害に関する相談は、当センターの相談業務の中で多くの部分を占め、年々増加の傾向にある。この相談は大きく分けて二通りある。

一つはいわゆる労災保険を適用させるための手続上

の相談、もう一つは休業中の生活費、即ち休業補償費の立替である。

手続上の相談としては、災害に対する啓蒙が不足しているところから、労働者が災害にあったときに必要な手続きをどうしてよいのか解らないという相談である。

この場合、労働災害の手続きを具体的に説明し、事業所に連絡して医療機関の診断を受け、労働災害として認める現認書を発行してもらうことである。

しかし、事業所によっては、災害をかくしたり、現認する者がいないといって現認を拒否したりする場合がある。また、事業主が労災保険に加入していない場合もある。

これら手続上の相談は比較的簡単で、多くの場合は、次に掲げる休業補償費の立替に結びついている。

現認書の発行や手続のための相談で労働災害に関する相談が完了するのではなく、むしろ、相談はここから始まり、生活の保障の問題が緊急な課題となってくる。

3 休業補償給付の立替業務

休業補償給付の立替は、その日その日の生活に迫られているこの地域の労働者にとっては生活の余裕がなく、ただちに収入が途絶えるため、緊急かつ深刻な問題である。

一般的に休業補償費の支給は、一定期間治療を受けた上で、医師の証明のもとに事業主の必要な証明の記載、別個に賃金台帳、出勤簿の作成をした上で、管轄の労働基準監督署に請求し、早くても20日以上、遅くなければ40日以上もかかって支給される。

このため、この地域の労働者にとって、そんなのんきなことをいっておれず、災害のあった日から毎日の生活費の立替が必要になってくる。

港湾運送業関係で災害にあった場合は、災害が比較的多いためこれが制度化されていて、多くは立替えてくれるが、土木建設業関係で災害にあった場合は、事業所が地域的に散在していて、個々別々に立替の相談をしなければならず、また直接労働者を求人する事業所が下請の末端であり、立替能力がない場合が多くなかなか責任をとってくれない。

直接求人者である末端の事業所は、殆んど労働災害に対する認識が乏しく、また、労災保険に直接加入している場合は少ない。それゆえ殆んど元請の保険の適用を受けなければならず、元請、下請の関係のなかで複雑な手続を元請に頼むことをしぶったりする場合が多い。

このようなことをなくし、多くの事業主から立替金

を預り、毎日休業中であることを確認した上で立替金を出し、必ず必要な書類を添えた上で、事業所で精算して手続をする場合と、休業補償給付の請求人住所をセンターにして、印鑑及び委任状を預り、センターが一時立替をして後日センターが代理で休業補償の支給を受け残金を精算するという方法で立替を行なっている。

昭和44年度の休業補償給付の立替は、611名、36,051,101円、延立替日数29,770日。

災害労働者数611名中、港湾運送業304名で50.4%、建設業214名で35.5%、陸上運送業37名で6.1%、製造業47名で7.8%になっている。

立替金額については、別表で明らかなように、港湾運送業で災害にあった労働者が半数を占め、昭和44年4月より休業補償費の額が、港湾運送業に伴う労働者に限って1,194円から1,362円に増えたこと、全般的にも物価上昇と相まって、賃金が若干上昇していることもあり、立替金額は大巾に増加している。

前年比では約1千万円も増えているが、このように立替金が大巾に増加したことにより、当センターの立替業務は多くの困難をかかえ、今後の立替に若干の不安を残している。

次に休業期間をみると、1ヶ月以上が約35%、2週間以上を加えると実に半数以上である。

このように休業期間が全般的に永くなって来ていることも立替金額の増加に影響していると思われる。

災害労働者の傷病部位の調査では、手、足が圧倒的に多く、全体の約72%、傷病の種類は、打撲、挫傷、捻挫が半数以上の58%、骨折22.9%、挫創16.1%となっている。

これは災害にあった労働者の仕事が、単純肉体労働であり、機械などを使ってやる複雑な労働でないことがわかる。

特に沿岸荷役の冷蔵庫の庫内作業で災害にあった場合、ほんのちょっとした動作が庫内零下20度以下で、20kg~50kgにあまる冷凍魚荷役の荷を滑り落したりする場合など、この地域の未熟練労働者の災害が多いことを物語っている。

災害にあった労働者の年令をみると、ほぼ25才から45才までが圧倒的に多い。

この地域の日雇労働者が就労する産業全てが、肉体労働が基本であるため、労働者として最も働き盛りの30代が最も多く、約半数を占めている。51才以上の労働者のうち、55才までが殆んどこの年令以上の労働者には働きにくいことが考えられる。

逆に、20才未満は、この地域に至って少いことが注

目される。

次に災害の発生時間を見ると、就労し始めが特に多い。これは、日雇のため、仕事に不馴れで、また、ほとんど数名ないし十数名で仕事をする場合が多いため、十分気が合わず災害にあり可能性が高い。

午後については、昼食後どうしても気がゆるんで災害が多くなると考えられる。

また、仕事の終了近い3時～5時頃迄も災害が多いが、これもあと少しで仕事が終わるということで気がゆるむ結果と考えられる。

午後6時以降午前7時頃迄にみられる災害は、港湾の場合や、建設の場合が特に多く、夜勤などの関係で就労時間がまちまちであることがよくわかる。

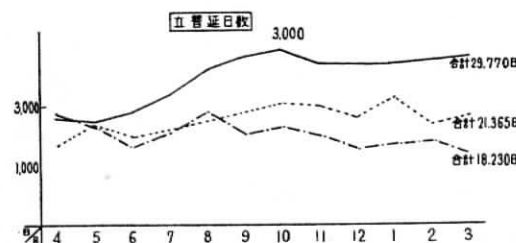
4 立替を受けている労働者の生活実態

休業補償費の立替を受けている労働者の生活実態については、立替金額の中で最も多く支払われている額1,000円をみた場合、労働力の再生産のために必要な1日の生活費としてはぎりぎりの状態である。

まず、ドヤ代（簡易宿泊所や日払いアパートなどの1日の部屋代）が、別表のごとく、100円から200円が52%と昨年に比べて減少し、250円から300円、あるいはそれ以上のドヤ代を支払っている者が増加している。この1年間でドヤ代が相当値上りしたと考えられる。

次に、食費については400～500円が最も多い。それに殆んど労働者が喫煙するため80～100円が必要であり、そのため1日1,000円の立替では、殆んどぎりぎり、それに傷病を早く治すために打撲や骨折、捻挫などの場合、特にマッサージを受けている労働者にとっては、必要な入浴にもこと欠くほど全く余裕がない場合が多い。

傷病の部位、種類から判断して、休業が延びている



のは、回復に必要な栄養が充分補えていない結果と考えられる。

そして、生活の保障としての休業補償費は決して傷病した労働者に対する十分な補償ではなく、最低の補償だといえよう。

労働者はそのため止むを得ず節約出来る唯一の方法として食費を節約する。

回復の遅れは、労働者の生活の若しさに拍車をかけるので、何とか、苦しさからのがれようと、身体を無理して休業を打ち切り仕事に行く。まだ、完全に回復していないために、傷病が再発したり、再度災害を受け益々身体を悪くする。

災害にあった労働者611名中、2回以上の災害経験者は154名と昨年に比べてもかなり多く、全体の災害の労働者の約3割を占めている。ひどい者になれば、ここ数年間に5～6回も災害にあった者もいる。

立替を受けた労働者のうち85%が単身労働者であり、残り15%が世帯持ちの労働者で、その生活は更に深刻である。

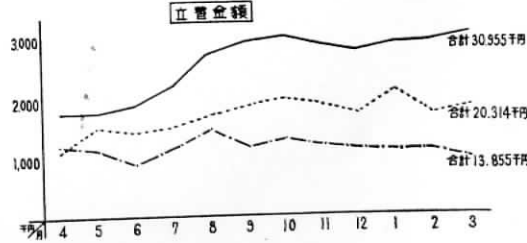
殆んどの妻はパートタイムの仕事に行き、1時間100円か120円の安い賃金で子供を主人に預け、平均1日4～5時間働いている。仕事は大体飲食店や旅館（ドヤ）の掃除婦などが殆んどである。

しかし、一度生活のリズムが狂うとどうしようもなくなる。部屋代が何日溜ったとか、米を買う金に不足しているとか、必要な金が支払われなくなる。

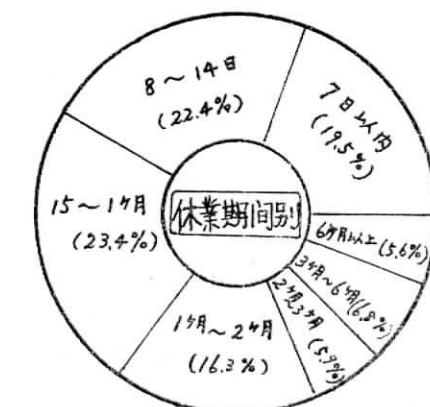
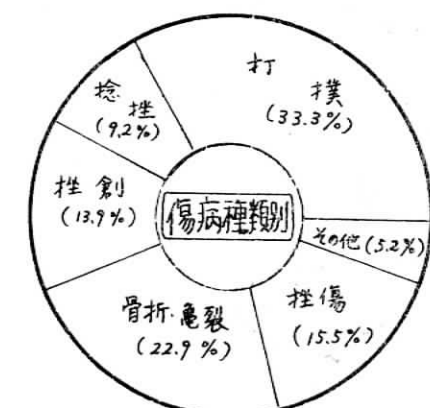
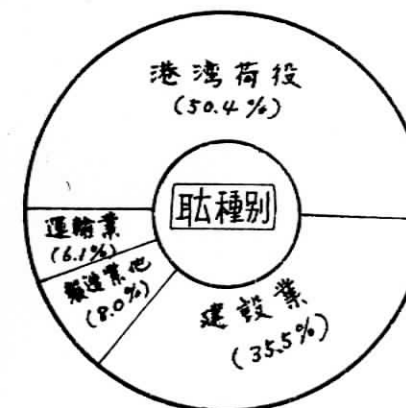
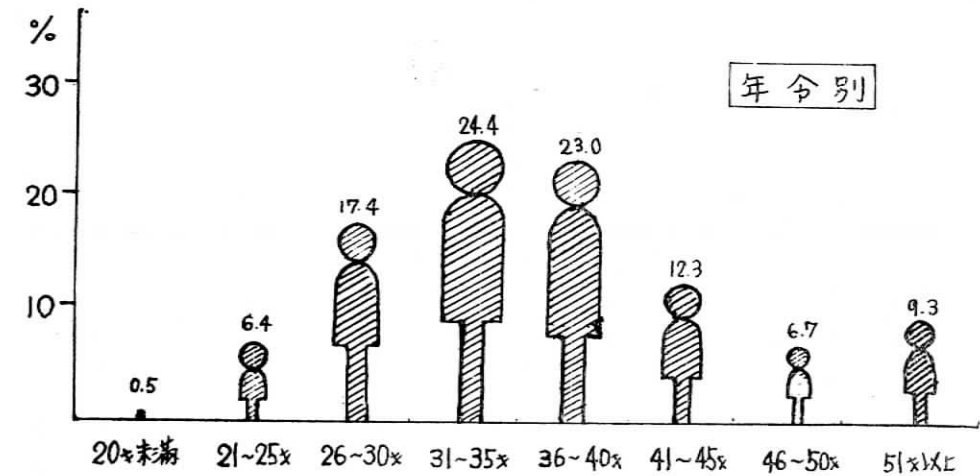
このように、生活の苦しさを切々と訴えられると、職員には事情がよく分るだけに、やり場のない困惑におそわれる。

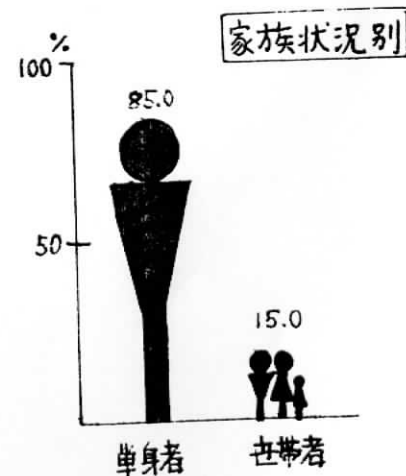
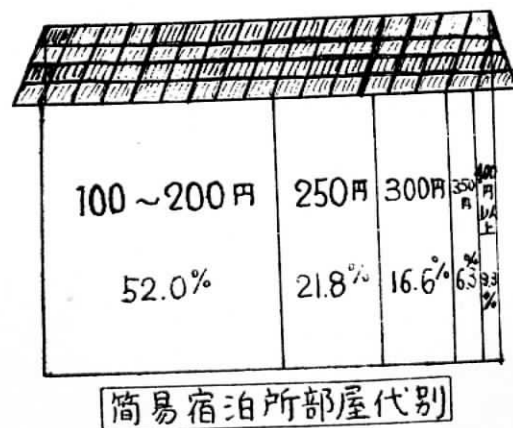
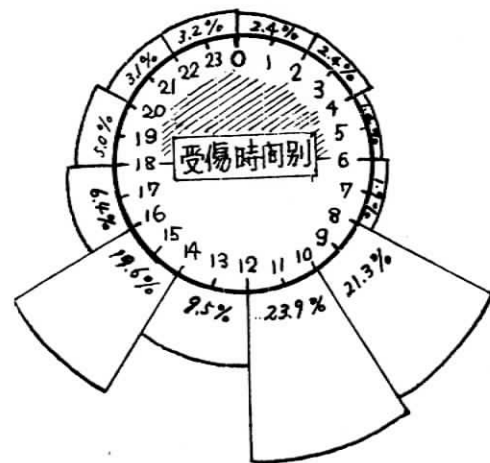
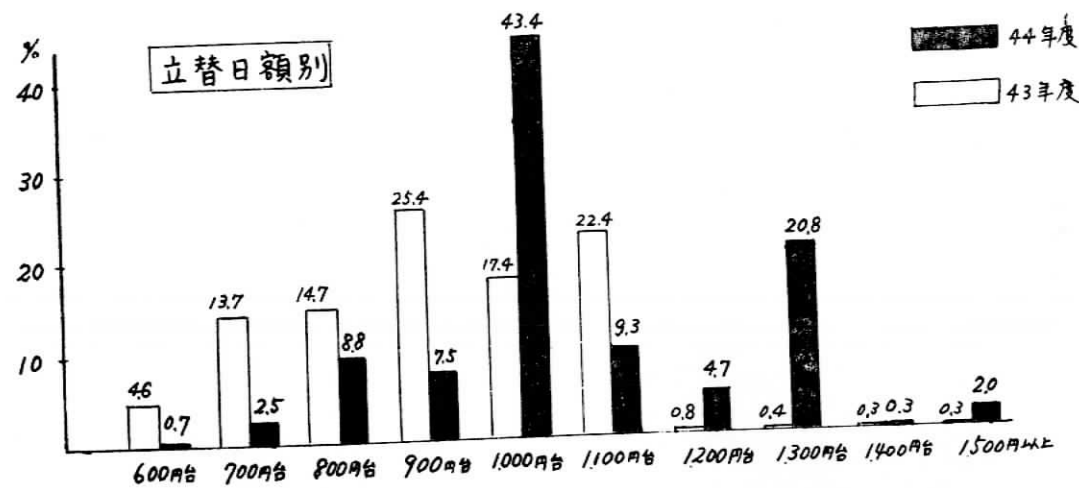
いくら事情が判っていても、休業補償の立替範囲を越えた相談では如何ともし難く、そうした時に悲しい結果がおきる。

家庭の破壊という深刻な問題は、その解決のために豊かな社会保障の確立を叫ばずにはおられない。



休業補償費立替労働者項目別比率





IV 医療相談

医療サービスは毎朝午前6時より午前8時まで、就労あつ旋現場に救急箱を配置して、労働者の求めに応じて軽い負傷の手当や施薬をしている。

午前9時よりセンター窓口で、健康上の相談を受付けている。軽度の負傷は医務室で手当を行ない、医療を要するものは今宮診療所に紹介しているが、その殆んどはセンター負担となり労務者自身は無料である。

患者数は年々増加の一途をたどっている。急病で重症の場合は救急車で直接病院に送込んでいる。

医療相談取扱状況

医療 月別	外 傷 手 当		疾 病 手 当		医療紹介	健康相談	バトカー 救 急 車	センター 健康相談	計	累 計
	センター	バ ス	センター	バ ス						
S36.7 ~41.3	17	169	8	85	5,921	312	55	6,694	59,002	59,002
S41.4 ~42.3	3,297	737	4,938	2,617	歯28 眼21 3,097	0	41	3,611	歯28 眼21 28,338	87,340
S42.4 ~43.3	3,072	891	6,470	14,867	歯51 眼22 3,357	0	45	3,827	歯51 眼22 32,530	119,870
S43.4 ~44.3	3,115	670	5,581	14,593	歯66 眼31 3,566	0	67	4,215	歯66 眼31 31,817	151,677
S44.4	300	73	474	1,212	歯10 眼 1 247	0	2	309	歯10 眼 1 2,617	154,294
5	228	62	420	1,329	歯10 眼 2 292	0	6	351	歯10 眼 2 2,688	156,982
6	260	50	380	1,225	歯 7 眼 2 297	0	1	352	歯 7 眼 2 2,565	159,547
7	318	62	581	1,522	歯 8 眼 3 346	0	2	450	歯 8 眼 3 3,281	162,828
8	295	84	520	1,459	歯 8 眼 1 319	0	6	386	歯 8 眼 1 3,069	165,897
9	308	59	619	1,427	歯 9 326	0	3	419	歯 9 3,161	169,058
10	340	67	537	1,593	歯 9 眼 5 297	0	4	348	歯 9 眼 5 3,186	172,244
11	133	44	386	1,500	歯 7 眼 1 232	0	5	305	歯 7 眼 1 2,605	174,849
12	140	16	445	1,277	歯 4 眼 2 233	0	3	280	歯 4 眼 2 2,394	177,243
S45.1	168	58	373	1,248	歯 9 291	0	3	345	歯 9 2,486	19,729
2	186	39	451	1,434	歯 2 239	0	4	300	歯 2 2,653	182,382
3	165	55	499	1,519	歯 6 259	0	1	300	歯 6 2,798	185,180
合 計	2,841	1,692	5,685	16,745	歯89 眼17 3,379	0	40	4,145	歯89 眼17 33,503	185,180

(注) 外傷手当と疾病手当欄中、センター欄の数字は9時~19時までの取扱件数であり、バス欄の数字は6時~8時までの取扱件数である。

V 日雇労働者健康保険と失業保険加入のあっせん事業

日雇労働者健康保険は日雇労働者の生命と健康を守る運動の中で設けられ、昭和28年より施行された。

しかしながら、制度の空白地域ともいえる愛隣地区においては、当然のことにこの健康保険も忘れられた存在であった。

このような中で、当センターとしては、応急的な施薬、治療と共に医療機関（今宮診療所一内・外科）への医療紹介を行っていたが、紹介できない疾病（眼、歯、耳鼻など）患者の問題や、権利としての健康保険を適用さして行き、そのことを通じて自立精神も同時に培っていくことができるという点から昭和40年に入り強力にこれの普及活動にとりこんでいった。

幸いに関係官庁の協力も得、昭和40年、41年の2ケ年に2,000名の健康保険手帳所持者が誕生した。

昭和41年7月より港湾労働法が施行されるに伴い、健康保険の適用希望者も新たな分野で広がり、昭和45年3月までに3,600名以上に健保手帳の交付がされた。

だが、日雇健康保険は、それが使えるためには前2ヶ月に28日分または前6ヶ月に78日分以上の保険料納付（印紙貼付）が必要という受給資格制限がついている。

同時に、とくに建設で働く日雇労働者は業者がほとんど日雇健康保険を扱っておらず、手帳に印紙が貼ってもらえないのである。

こうして日雇労働者は、たとえ日雇健康保険の適用を受けていても受給資格をとることができず、また、



中途半端に納めた保険料はみんなカケ捨てになる。

ということで、昭和45年3月までに手帳の交付を受けた者の中で実に受給資格を得た者は2割余の882名にしかすぎないのである。

この資格取得者も継続して受給資格のある者の数はグッと減り300~400人と半減してしまい、結局健康保険の真の意味での適用を受けている者は手帳所持者の1割程度になってしまう。

日雇健康保険はその内容で、療養期間が2年しか保障されない、傷病手当2日、出産手当21日、本人が死亡しても4,000円の埋葬料しかないなど不十分な点を持っているが、ここではまず何よりも健康保険手帳をつくり、働けば受給資格が取得できるという制度の完全実施が行政の責任において行なわれることが急務となっている。

当センターの厚生部の窓口を通して、取扱った日雇失業保険の年度別並びに44年度月別状況は別表の通りである。

年度別表で明らかな通り、その取扱件数は年々減少の一途をたどっている。その原因は、日雇労働者に対して、この制度が徹底していないということ、資格取得にあたっては公共職業安定所の認定を必要とするが、その手続きが、この地域の労働者にとってわずらわしいということ。印紙貼付が雇主において徹底していないということ等々があげられる。更に安定所の斡旋による仕事の労賃が比較的安いという事実も見逃せない。

社会保険は、すべての国民が等しく享受すべきものであり、ましてや当愛隣地区に在住する労働者の生活の実態からしても、促進こそすれ、現状のまま放置されるのは甚遺憾であるので、行政当局の抜本的対策と業者指導が、今後の大きな課題といえよう。

昭和44年度月別日雇失業保険手帳求職受付票取扱状況

種別	月別	S40.6 S44.3	S44 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	S45 1月	2月	3月	S44年 度計	累計	備考
新規登録者数 (失業手帳求職受付票)		1,504	9	8	5	31	8	13	8	7	5	10	9	11	124	1,628	
月末失効者数		1,420	7	12	13	6	31	11	14	6	1	9	5	8	123	1,543	
翌月繰越 有効求職者数		5,231	80	76	68	93	70	72	66	67	71	72	76	79	890	6,121	
夜間就労実人員		3,243	64	72	62	63	62	60	59	57	56	57	60	61	733	3,976	
内直行実人員		1,717	39	47	38	37	36	36	39	38	38	32	31	34	445	2,162	
失保受給者実人員		893	25	38	0	3	0	30	19	24	36	40	19	15	249	1,142	
計		14,008	224	253	186	233	207	222	205	199	207	220	200	208	2,564	16,572	

年度別日雇失業保険手帳求職受付票取扱状況

種別	年別	S 40	S 41	S 42	S 43	S 44	合計	備考
新規登録者数 (失業手帳求職受付票)		549	533	265	157	124	1,628	
月末失効者数		367	603	278	172	123	1,543	
翌月繰越 有効求職者数		1,315	1,575	1,302	1,039	890	6,121	
月間就労実人員		418	858	1,071	896	733	3,976	
内直行実人員		158	414	593	552	445	2,162	
失保受給者実人員		68	207	337	281	249	1,142	
計		2,875	4,190	3,846	3,097	2,564	16,572	

日雇労働者健康保険年度別取扱状況

(昭和39年~昭和45年3月)

種別	年度	S39	S40	S41	S42	S43	S44	計
被保険者手帳交付数		73	1,010	940	610	489	502	3,624
受給資格者票取得数		29	191	219	141	153	149	882
受給資格確認申込数		—	—	330	254	370	418	1,372
その他 更新、再交付、書替、依頼		—	—	248	310	291	364	1,213
取扱計		102	1,201	1,737	1,315	1,303	1,433	7,091
「被保険者手帳」 返還数	交付後1年経過	—	—	87	85	69	56	297
	常用化により 一般健保に	—	—	100	2	0	6	108
	その他 (重夜、死亡、不要)	—	—	14	14	4	7	39
	計	—	—	201	101	73	69	444

Ⅵ 無料宿泊（アブレ労働者）援助と対策

例年、年末年始は日雇の仕事が少なくなるので、労働者の中には「青カン」（野宿）を余儀なくされるものもあり、また寒夜に空腹をかかえ街路に焚火して元日を迎えるものもあり、近隣の迷惑もおびたしいものがあった。

センターはこれが応急対策として

①昭和37年の正月には大阪府労働部から大テントを借り受けて、労働者の自治による臨時宿泊所を急設した。

②昭和38年の年末にもこれが予想されたのでセンターは救世軍の無料一泊所に連絡を取って労働者の宿泊を依頼することにし、さらに元旦にかけて社会福祉法人自彊館、並に財団法人浪速寮（簡易宿泊所）に依頼し、4日間で延 363名のアブレ労働者に宿舍と食事を提供した。

このような情勢から年末年始のほか、日頃アブレ対策として昭和42年10月から短期宿泊保護取扱要領を定め、最高3日間の宿泊保護を実施することにした。

以来センターの登録労働者で負傷疾病で働くことができず手持金もないため就労に心要な2、3日の休養も取れない場合、病気退院後即日就労の不可能な状態にある時、その他においてこれの労働者最長3日間の宿泊と食事を給与する依頼書を発行し実費はセンターで負担することにした。

昭和42年より現在に至る宿泊保護数は年度別に記すると、別表に見る通り、

昭和42年（9月）86名延140泊延366食

昭和43年267名延437泊延1,112食

昭和44年316名延491泊延1,189食

開始以来、年々増加の一途をたどっている。この状況から判断しても、愛隣寮、今池生活館、馬淵寮など家族住居の対策もさることながら、真の宿泊対策は15,000人の単身労働者が集中している現地実情を考えれば、単身者の宿泊施設の建設が肝要ではないだろうか。

Ⅶ 日雇労働者病床見舞

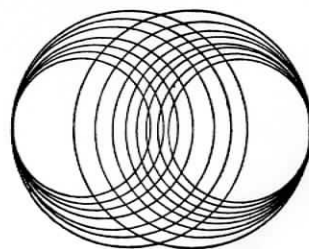
この病床見舞の制度は、当センターに入院前10日までに登録した労働者で、療養期間が1ヶ月以上を要すると認められる者などが対象となっている。

見舞金額は最高1人 2,000円を限度としている。入院中の日用雑貨の支給品は寄付行為による品であって入院者の緊急援助の一つとして愛隣館、西成防犯相談

コーナー、西成労働福祉センターと3ヶ所にて配分して各々が対象者に支給している。

その見舞金、見舞物資の支給状況は別表の通りである。

特に愛隣地域の労働者は家族、親せきのつながりがない者が大多数であるので、この種の見舞は福祉の立場から大に行ないたいが、予算上思うようにできない恨がある。



昭和44.1～45.3.31

短期宿泊実施状況

（自彊館南山寮紹介）

種別 年月日	利用者 人員	宿泊 期間	食 事 内 容			計	支 払 金 額	累 計	備 考
			朝食	昼食	夕食				
S 42.9 S 43.3	86	142	142	78	146	366	53,320	53,320	
S 43.4 S 44.3	267	437	431	234	437	1,112	162,070	215,390	
合 計	353	579	573	312	583	1,468	215,390	215,390	
S44 4月	20	27	27	9	27	63	9,810	225,200	
5	18	40	40	22	40	102	14,880	200,080	
6	33	59	59	36	57	152	21,850	261,930	
7	32	43	43	22	44	109	16,050	277,980	
8	26	38	38	15	38	91	13,900	291,880	
9	23	43	42	26	44	112	16,140	308,020	
10	22	28	28	6	27	61	9,920	317,940	
11	22	35	35	17	34	86	12,810	330,750	
12	22	43	41	22	40	103	17,470	348,220	
S45 1	23	33	32	11	33	76	13,420	361,640	
計	241	389	385	186	384	955	146,250		
2	40	59	59	23	59	141	21,570	383,210	
3	35	43	42	9	42	93	15,220	398,430	
計	316	491	486	218	485	1,189	183,040		
総合計	669	1,070	1,059	530	1,068	2,657	398,430		

44年度 日雇労働者病床見舞物資支給状況調査

	44年3月まで	44年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	45年1月	2月	3月	44年度合計	44年度までの累計	
日用品 コップ 石ケン 袋	コーナ	67	0	0	0	0	1	3	7	2	8	4	2	1	28	95
	愛リン	91	2	1	1	3	4	1	1	0	0	5	1	3	22	113
	センター	60	3	3	6	5	2	3	2	4	5	5	4	8	50	110
下着類 シャツ パンツ ズボン下	コーナ	119	0	0	0	0	1	3	7	2	8	4	2	1	28	147
	愛リン	91	2	1	1	3	4	1	1	0	0	5	1	3	22	113
	センター		3	7	7	10	1	4	5	7	18	7	4	8	81	140
合 計	コーナ	186	0	0	0	0	2	6	14	4	16	8	4	2	56	242
	愛リン	182	4	2	2	6	8	2	2	0	0	10	2	6	44	226
	センター	119	6	10	13	15	3	7	7	11	23	12	8	16	131	250

（センター 厚生部）

Ⅷ 年末友の会の貯金

440名参加 3,004,400円貯金

無料宿泊対策の項で述べたように、年末年始は仕事が少ないので、地域の治安も考え毎年関係機関、施設の長によってその対策が講じられる。

労働福祉センターが過去8年間に見る年末友の会の貯金奨励もこの対策の一部で、日雇労働者に勤労精神と貯蓄心をうえつけ、これによって彼らの無計画な生活に秩序を与え、労働者が自力で更生越年できるようセンターは貯蓄の友の会を募り、多数の労働貯蓄者

に高額な奨励金および副賞品を与えることにした。

この友の会も8年を迎え別表の通り積立金額も万博の就労と高賃金の影響もあってか、本年度は特に上昇した。途中解約者36名、185,600円、申込んだだけの人64名にも達している。

友の会実施者の立場から考えると会員の5程度の労働者が主旨に基いて貯蓄しているが、殆どは奨励金目当ての貯蓄者であることは見逃がすことはできない。

今秋、愛隣総合センターに移転して後の年末友の会は年中行事的に行なうことなく、真に勤労意欲と貯蓄心の養成を呼びかけにふさわしい要領で貯蓄業務の推行を図りたい。

昭和44年度積立貯金「友の会」

(1) 就労先経路、健失保険、家族状況及年令別細査表

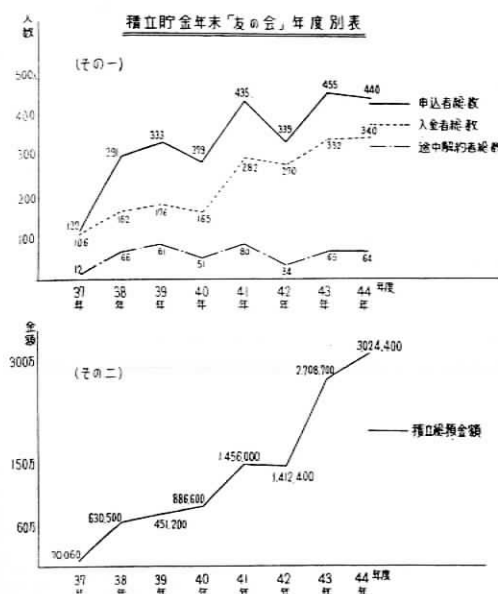
就 労 先				経 路			保 険					家 族		
港湾	土建	他	計	直行	日雇	計	健保のみ	失保のみ	健失保とも	なし	計	有	無	計
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
136	217	102	455	140	315	455	127	31	(74)	223	455	99	356	455

(2) 20才～70才までの年令層区分

20～30才	30～40才	40～50才	50～60才	60～70才	不 明	計
67名	215名	129名	30名	5名	9名	455名

積立貯金年末「友の会」年度別細表

区 分 種 別	S37年度	S38年度	S39年度	S40年度	S41年度	S42年度	S43年度	S44年度	計
申 込 者 総 数	122名	291	333	279	435	339	455	440	2,694名
積立貯金総預金額	70,060円	60,500	571,200	886,600	1,456,000	1,412,400	2,708,700	3,024,400	10,939,860円
積立貯金入金者総数	106名	162	176	165	282	270	332	340	1,833名
途中解約者総数	12名	66	81	51	80	34	65	36	425名
そ の 他	4名	63	76	63	73	35	58	64	436名
摘 要	1人1口10円3口まで31日～390円 奨励金5割増 支払金額35,030円	1人1口50円2口まで55日～5,500円 奨励金2割増 支払金額126,100	1人1口100円1口まで55日～5,500円 奨励金1割増 支払金額75,120円	1人1口200円1口まで30日～6,000円 奨励金1割増 支払金額88,660円	1人1口200円1口30日～6,000円 奨励金1割増 支払金額145,600	1人1口300円1口30日～6,000円 奨励金1割増 支払金額141,240	1人1口300円1口30日～9,000円 奨励金1割増 支払金額270,870	1人1口400円1口30日～10,000円 奨励金1割増 支払金額302,440	奨励金総支払金額1,185,060



44年度日雇労働者病床見舞金支給状況

年 月	人員数	金 額	累 計
44/4月	1	2,000	
5	2	4,000	6,000
6	3	5,200	11,200
7	2	4,000	15,200
8	3	6,000	21,200
9	1	2,000	23,200
10	3	6,000	29,200
11	6	12,000	41,200
45/1	4	9,000	50,200
2	1	2,000	52,200
	26	—	52,200

於年末年始救世軍無料宿泊利用状況

(知った経路・経路内容) 参 考

	昭和38年度 自12月16日～ 至3月31日	昭和39年度 自12月16日～ 至3月31日	昭和40年度 自12月26日～ 至2月27日	昭和41年度 自12月28日～ 至3月10日	昭和42年度 自12月28日～ 至2月16日	昭和43年度 自12月30日～ 至1月31日	計
利用 人員	利用 人員	利用 人員	利用 人員	利用 人員	利用 人員	利用 人員	
労働福祉センター	292	158	160	171	27		808
警 察 署	123	136	45		17	西警60 京警22	403
西成地区	205	133	51		156		545
厚生省	243	123	84	中央厚生 相談所	28		633
救霊会館	99	79	33	94	17		332
前、元宿泊者	66	67	53	22	15		238
血液銀行	54	57					111
知人又人に きいて	51	76					127
大 阪 駅	9	6					15
そ の 他	45	29	158	81	107		605
宿泊者実人員 合 計	1,187	864	584	491	367		3,817
延	2,107	5,848	2,360	2,906	1,513		15,766

(注) 参考 昭和37年度宿泊者実人員 1,418名、延4,952名